



# フェリー秋田航路 貨物お試し利用促進助成事業

フェリー秋田航路を利用して、新たな貨物を輸送する場合、又は他の輸送手段から変更しフェリーを利用して貨物を輸送する場合、その経費の一部を助成します。

## ■ 対象事業者



長距離フェリー秋田航路を利用して貨物輸送を行う運送事業者及び荷主等

## ■ 主な要件



次の条件をすべて満たす場合に対象となります。

- ① 実施期間 令和3年4月～令和4年2月まで
- ② 要件 新たな貨物を輸送する場合、又は従来の輸送手段からフェリー輸送に変更する場合
- ③ 輸送規模 **1台以上** ※2年目以降は5台以上
- ④ 対象車両 全長が6m以上の事業用トラック及び無人航送用シャーシ

## ■ 助成額



**1台当たり2万円（10万円を上限）**を助成します。

<留意事項>

- ・実施要綱に定める申請書及び実績報告書の提出が必要となります。
- ・要件の適合状況を確認するため、新日本海フェリー(株)に照会させていただきます。

## ■ 事業申請の手続き及び実績報告について



- ① 申請書を秋田県環日本海交流推進協議会長へ提出（事務局への郵送）
- ② 協議会で審査し、結果を通知  
※要件の適合状況について、新日本海フェリー(株)に事務局が確認
- ③ 実績報告書を提出
- ④ 協議会が助成額を確定し助成金を交付（精算払）

## ■ 申請書等送付先及びお問い合わせ先について



〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1番1号 秋田県交通政策課内  
秋田県環日本海交流推進協議会 フェリー利用促進部会 事務局  
TEL：018-860-1282 FAX：018-860-3879 Mail：koutsuuseisakuka@pref.akita.lg.jp